

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	地域密着型リハビリテーションセンター整備計画に関する日本国政府とボスニア・ヘルツェゴヴィナ政府との間の交換公文	地域密着型リハビリテーションセンター整備計画の実施するために必要な 1. 地域密着型リハビリテーションセンターのための施設及び関連施設の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1、2及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与	593,000千円 H15.3.31まで	H14.7.8 ウイーン (オーストリア)で (同日)	日本側 伊集院明夫在ボスニア・ヘルツェゴヴィナ大使 ボスニア・ヘルツェゴヴィナ側 アミア・カベタノヴィッチ在オーストリアボスニア・ヘルツェゴヴィナ大使	H15.7.17 258号
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	初等学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とボスニア・ヘルツェゴヴィナ政府との間の交換公文	初等学校建設計画を実施するために必要な 1. 学校校舎及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,089,000千円 H15.3.31まで	H14.8.26 ウイーン (オーストリア)で (同日)	日本側 伊集院明夫在ボスニア・ヘルツェゴヴィナ大使 ボスニア・ヘルツェゴヴィナ側 アミア・カベタノヴィッチ在オーストリアボスニア・ヘルツェゴヴィナ大使	H16.4.22 153号
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	オサニツチャ橋及びボガライナチ橋改善計画のための贈与に関する日本国政府とボスニア・ヘルツェゴヴィナ政府との間の交換公文	オサニツチャ橋及びボガライナチ橋改善計画を実施するために必要な 1. 橋梁の再建及び改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	491,000千円 H16.3.31まで	H15.8.7 サラエボ (同日)	日本側 小滝義昭在ボスニア・ヘルツェゴヴィナ臨時代理大使 ボスニア・ヘルツェゴヴィナ側 アラデン・イヴァニッチ外務大臣	H16.7.28 392号
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	ドボイ橋及びモトリツチャ橋建設計画のための贈与に関する日本国政府とボスニア・ヘルツェゴヴィナ政府との間の交換公文	ドボイ橋及びモトリツチャ橋建設計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	38,000千円 H16.12.14まで	H15.12.15 サラエボ (同日)	日本側 小滝義昭在ボスニア・ヘルツェゴヴィナ臨時代理大使 ボスニア・ヘルツェゴヴィナ側 アラデン・イヴァニッチ外務大臣	H16.7.28 394号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナとの無償資金協力取極一覧